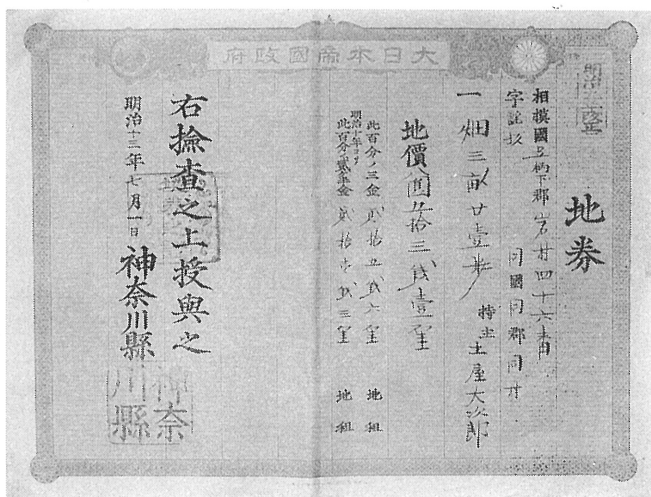


第四編 近・現代



地 券 (明治13年)

第一章 近代へのあゆみ

第一節 近代の村の成立

1 廃藩置県と村の変化

明治の村

明治に入っても、村のようすは幕末と比べ大きな変わりはなかった。現在の町域を構成する岩村と真鶴村は、海と山からなり、田畑の少ない小村で、おもに石材業と漁業、廻船業などで生活していた。ただ開国によって江戸湾の海防や横浜港の修築などで伸びた石材への需要が減り、漁業へ転換するものが多くなるなど、産業面での変化が起こりはじめていた。

一方、版籍奉還の後、小田原藩のもとにあった両村は、そのまま中央集権国家の新しい制度に組み替えられることになった。廃藩置県である。

藩から県へ

一八七一年（明治四）七月十四日、明治政府は廃藩置県を断行した。このときは従来の藩をとりあえず県としただけで、全国に三府三〇二県ができた。

神奈川県域では、神奈川（武蔵国橘樹郡・都筑郡、久良岐郡一部、相模国三浦郡、鎌倉郡大部分、大住・愛

甲・津久井郡一部）、小田原（相模国足柄上郡・足柄下郡・淘綾郡、大住・愛甲・津久井郡一部、伊豆国四郡）、荻野山中（愛甲郡一部）、六浦（鎌倉・久良岐郡一部）の四県が成立し、さらに品川（現東京都）、烏山（現栃木県）、生実（現千葉県）、西大平（現愛知県）、佐倉（現千葉県）、葦山（現静岡県）などの諸県の飛地があった。これらを整理するため、九月に管轄替えが行なわれ、次いで十一月十三日、橘樹・都筑・久良岐・三浦・鎌倉・高座郡と多摩郡一部からなる神奈川県、大住・淘綾・足柄上・足柄下・愛甲・津久井郡と伊豆国四郡・伊豆七島からなる足柄県の二県に統合された。神奈川県は、人口約十万余人、戸数約四万九千余戸、石高約三三万石で、県庁は横浜に置かれた。

足柄県は、人口三四万四三六九人、戸数七万九〇戸、石高二六万二五五石余となった。県庁は小田原城内二の丸に置かれ、支庁が旧葦山県庁に設けられた。足柄県の最高責任者には、柏木忠俊が権参事として就任した。柏木は、葦山に生まれ、代官江川英竜のもとで幕末の動乱を生き、明治維新後は旧葦山県大参事を務めた。一八七二年（明治五）参事、七月二十五日に権令に昇進し、一八七四年九月に県令になった。

戸籍を作る

一八七一年（明治四）四月四日、政府は戸籍法（太政官布告第一七〇号）を公布した。これまで人々は、各藩のもとで身分別に寺の宗門改帳によって管理されていた。それを国が全国にわたって一元的に、身分ではなく住居地によってとらえることにした。戸籍を作るにあたって、現在住んでいる人々や他の場所に働きに出ている人や、仕事などで入ってきている人などを調査するために、数町村で一区を作り、その区に新しい役人である戸長・副戸長が設けられた。関東の諸県では、幕末に成立した寄場組合を土台にして設定されたといわれている（『県史』通史編4 近代・現代(1) 政治・行政1、一九八〇年 269頁）。

足柄県での戸籍区がどのように設けられたかはよくわかっていないが、鍛冶屋村（現湯河原町）の一八七二年

(明治五) 三月の「家数順番札取極帳」(『湯河原町史』第二巻 近現代資料編、一九八五年 34頁)に、戸長に早川村(現小田原市)の青木次郎左衛門、副戸長に根府川村(同)の広井長十郎と宮上村(現湯河原町)の加藤理右衛門の名が見えることと、鍛冶屋村の各家に付された家番号が第一一三七番からはじまることからみて、早川村以南一四か村が一つの戸籍区を構成していたと考えられる。戸籍法が定めた四、五町もしくは七、八か村よりかなり広い範囲であった。またこの帳簿は組頭と百姓代によって作られており、戸籍調査の実際の事務はこれまでの村役人が当たったことがうかがわれる。この地区の戸籍調査は、一八七一年十二月八日から翌年の一月にかけて実施されたらしい(『戸籍并戸数諸掛り書上帳』同38頁)。区を単位として村ごとに一戸ずつ番号が決められ、番号を書いた木札を戸口に打ち付けた。そして家族、寄留者などが一人ずつ記されて戸籍簿が編成された。『平塚市史』5 資料編 近代(1)所収の一八七二年十一月「足柄県管下区別取調帳」には、県下が三二区に区分され、第八区として早川村外一四か村が記載され、戸長・副戸長も同一人物であり、この区が戸籍区に当たるとも考えられるが、結論は今後の研究に待ちたい。

真鶴地区での戸籍編成の実施のようすはまったく不明であるが、早川以南一四か村からなる戸籍区の中の一員として、おそらく一八七一年末から翌年にかけて行なわれたものと思われる。戸籍事務取扱役には、岩村は半田庄右衛門、真鶴村は熊本太治兵衛が就いたという。ともに名主を務めていた。一八七二年に完成した戸籍によると、真鶴村は家数二八六戸、人口一五一二人であった。岩村は不明であるが、一八七七年(明治十)に家数一三〇戸、人口五八〇人となっていた。

大区小区の設定

戸籍調査が一段落したころ、一八七二年四月九日、政府は、旧来の村役人の庄屋・名主・年寄などをすべて廃止して戸長・副戸長と改称し、これまで取り扱ってきた事務はもちろん、土

地・人民に関係する事件すべてを取り扱うようにせよ、という布告を出した（太政官布告第二一七号）。次いで十月十日、各地方土地の便宜によって、一区に区長一人、小区に副区長を置いてよいと達した（大蔵省布達第一四六号）。これらの布令によって新しい地方制度として大区小区制が設置された。従来の町村は小区に内包された形となった。

足柄県は、十一月二十四日、大区小区の設置を達した。県内は五大区五二小区に区分された。第一大区は足柄上・下郡、第二大区は洵綾・大住郡、第三大区は愛甲・津久井郡、第四大区は伊豆国田方・君津郡、第五大区は同国加茂・那賀郡を範囲とした。新たに区長を置き（欠員）、戸籍区の戸長と副戸長が副区長に、名主は戸長、年寄・組頭は副戸長にそれぞれ改称された（「足柄県大区小区設置に関する件達」『小田原市史』史料編近代Ⅰ、一九九一年 90頁）。江戸時代より続いた名主はここに廃絶された。戸長という名称もまた性格が変わった。「区長・副区長事務条例」（『県史』資料編11 近代・現代(1) 政治・行政1、一九七四年 46頁）によれば、区長・副区長は毎日会所に出頭し、布令・諸達を区内にもれなく布達し、戸籍を管理し、区内の風俗・勸業・開拓・道路・物産・学校・訴訟・税務などのすべての事務を取り扱い、村々の戸長・副戸長の勤怠を監督し、諸願・届の県庁への橋渡しを任務とした。このように区は県と町村の中間者として位置づけられた。

岩村では半田庄右衛門、真鶴村は熊本太治兵衛が戸長となった。副戸長は、一八七四年（明治七）には、岩村で半田治兵衛・青木庄兵衛（「小田原地方漁業史資料」本多康宏氏蔵）、真鶴村で御守菊三郎・青木定次郎・平井善右衛門がなっていた（『資料編』499頁）。

しかし、一八七五年（明治八）五月七日限りで、これまでの副区長・戸長・副戸長は廃止され、新しい職制が定められた（「足柄県第三大区事務所設立にともなう新吏員定数および職制に関する件達」「里長等人選に関する

約定書」「県史」資料編11 59頁、「正副区戸長里長立会人職制規則」「平塚市史」5 154頁）。大区は、区長一人（当分欠員）、副区長二人で、区内人民の公選とするが最初なので官選によった。区長の任務は、大区内の諸般の事務、正副戸長の奨励・監督、小区・村町駅（旧宿）の経費の検査、学校の維持と保護、物産の増産、道路・橋梁・溝渠の修築、貧民救助、誓願・伺いの処理、税務の遵守、戸籍簿の編成などで、とくに公令・布達の意旨を正副戸長に丁寧に戻して説諭することがあげられている。小区は、戸長一人、副戸長二人とされた。戸長の任務は、小区内の事務全般で、区長とはほぼ同様の事項であるが、区内の一般の士民の標準としての責任を期待された。

村町駅には、あらたに里長と立会人が置かれた。ともに公選のうえ県の認可が必要であった。一村町駅の代表で、区戸長の指揮を守って事務を管理し、公令・布達を人々に説明して遵守させ、諸事務を遂行することが求められた。立会人は、土地人民に関する事件の立ち会いや会計監査をし、里長に事故があるときには代理を務めた。いずれも任期は四年であった。

真鶴村では、里長に鈴木啓之助が就任し、立会人には青木丈左衛門・海野亀吉がなった。

こうして確立された県内の行政制度をみると、県—大区—小区—村町駅に序列化され、村は最末端の行政単位として位置づけられた。従来、大区小区制によって村は否定されたといわれ、『資料編』の「解説」（445頁）でもそのように記したが、それを疑問視する最近の研究と同様に、以上みてきたように、足柄県では村は否定も解体もされず、地方統治機構の一環として機能し続けていたと考えてよさそうである。

岩村に残さ 真鶴地域は、第一大区七小区に入った。七小区は、早川村・石橋村・米神村・根府川村・江之浦村（現小田原市）、岩村・真鶴村、福浦村・吉浜村・鍛冶屋村・堀之内村・宮下村・宮上村・門

川村（現湯河原町）の一四か村からなった（『資料編』467頁）。なお、一八七五年（明治八）五月二十九日以降、小田原町の合併で第一・二小区が第一小区となったため、この第七小区は第六小区に改称された。この小区の区務取扱所は早川村に置かれた。戸籍区の編成を踏襲したものであった。政府や県からの布令は、小田原の第一大区の区務所から、早川村の七小区の区務所に伝えられ、早川村から門川村までの村々を順次回達された。

岩村に届いたいろいろな布達類を書き留めた「御配府写」（真鶴町役場蔵）には、一八七四年八月十日から翌年二月十三日にわたって七小区に達せられた四七通が書写されている。神社取調、兵卒補充志願者募集、証券印紙売捌、真鶴（石山）会社、秋成上納、小区会議、清酒・焼酎・醬油等免許鑑札、大雨被害、徴兵、浦触、堤防・道路・橋梁自普請取調、就学取調、鯉漁船間尺取調、横浜居留地米国領事館獄舎脱走人手配、漂流船探索、戸籍帳取扱方、東京府下三川口出入海船取締規則、民費調、水揚木養殖伐取、種痘施行、船取調など、村の内外を含めて多面にわたる内容で、村をとりまく動きの一端を知ることができる。これらの文書の作成者も、真鶴会社、早川村、七小区正副戸長、七小区集議所、七小区会議所（庁）、副区長、足柄県庁、県令、権参事、県出納課、学区取締、神奈川県警保課、東京府、陸軍卿、工部卿、内務卿などいろいろであるが、中心は県と小区のものであった。個々の内容は、それぞれの項でみることにしよう。

会議のはじまり

一八七四年（明治七）一月、足柄県権令柏木忠俊は、各小区の適当な場所に各村の戸長・副戸長による集議所、各大区に各区区長・副区長による集議所を設けることを明らかにした（『平塚市史』5 84頁）。次いで八月、足柄県は「足柄県大小区議事概則」を定めた（『県史』資料編11 82頁）。権令柏木忠俊と権参事城多董の連名の概則頒布の申達文には、大小区の会議を興すことの意義を次のように説いている。県官や区戸長などの地方官吏が早急に行なわなければならない地方事務での責務は、人民の生産を増やすこ

と、世の中の秩序を保つこと、人民の知識をおおいに広め明らかにすること、人民の政治に参与する権利を安全に保護することにある。その実際の効果をあげるには、「上下協和、気脈流通」、つまり官吏と人民が仲よく協力し合い、互いの意思をよく理解して通じ合うことが必要である。そのためには、「合同協議」、心を開き腹を打ち割って徹底的に正しい議論をすることが第一の大切な意義である。ここに会議所（区会）を設けるのである。

大区会議は、「上旨ヲ下徹シ、下情ヲ上達スル」（天子のおぼしめし政府の命令を人民に徹底し、人民の実情・問題点・意見などを県や政府にとどかせる）ことを専務にし、「官民調和」によって次第に「旧染ノ陋習」（ろうしゅう）（古くから染み込んだ卑しい習慣）を破り、人民一般、公共の利益を振興することを理念とし、旧染の陋習を破り開化を勧誘すること、民費（地方税）賦課の方法ならびに費用を検査すること、学校・病院の設立・保護・維持すること、勸業のこと、済貧育幼授産方法のこと、水利・堤防・道路・橋梁のこと、保護警察のこと、予備凶荒のことを議事事項にあげている。会議は春秋二回開催され、会頭・幹事・議員は一般人民より公選するが、当分は、会頭は長官（権令）、幹事は県吏員、代議員は正副区長（このとき正区長は置かれていなかったため小区ごとに副区長の中から一人が選挙された）をあてた。

小区会議も、目的は同じで、小区ごとに便宜のよい地に会議所を設置し、毎月一回開催された。会頭・議員も区内一般人民の公選であったが、当分は会頭は副区長のうちから一人を選挙し、他の副区長を幹事とし、議員には各村町駅ごとに戸長・副戸長の中から一人と一般人民のうちから「相応ノ家産ヲ所有スル者」一人を公選した。翌年五月には、小区会議は各村町二人ずつの公選された議員、大区会議は各小区の議員の集会と規定され、これまで議員となっていた正副戸長・正副区長らは臨席して意見を述べ、討論に参加することはできたが議決権はなくなった。議員公選が実現したのである。議員の位置も高められ、村町の議員は里長、小区の議員は正副戸長

に、大区議員は正副区長に準じた権利をもつ者となった。議決された事項は、従来どおり正副区長・戸長・里長に委ねられた。そしてこれらを支える精神は、「公同資益」（公共の利益を増進させる）が改めて強調されている（『足柄県大小区会議心得』同87頁）。

一八七六年（明治九）三月一日、正副区戸長を議員とした足柄県会が開かれた。開催は年二回であった。これと同時に大区会議を改編して成立した区会は、各小区より正副戸長のうち一人、里長のうち二、三人を公選して議員とした（『足柄県区会議事規則および同議員選出に関する県達』同100頁）。

こうして足柄県の一般人民の公選による各議会（民会）が形づくられた。県政を政府の命令で動かすのではなく、民会による徹底した議論に基づいて運営しようとしたことは、当時の代表的啓蒙思想家の福沢諭吉の影響を強く受け、この地方の文明開化を主導してきた柏木忠俊の考えによるところが大きかった（金原左門「柏木忠俊と福沢諭吉」『郷土神奈川』第二三号）。

七小区の会議

真鶴地域でこうした会議のことを伝える史料はほとんどなく、前に紹介した「御配府写」に一
つ見えるだけである。

本月六日、會議定日之処、都合之次第有^{これあり}之、延期相成^{あいなりそうろうじよう}候条、各正副戸長中、可^{このいをうべし}得^レ此意^ニ、日限之儀は、追て可^{こくじ}及^{およ}三告^ぶ
示^びニ、此段至急廻達を以、御報知ニ及候也

明治七年九月三日

小七区集議所

一八七四年（明治七）八月の「足柄県大小区議事概則」に基づいて開催されることになった小区会議を、七小区は九月六日に決定していたが、都合で延期する、というだけの内容である。月一回の開催を定められた小区会

議も、まったく初めてのことであり、会議規約の作成をはじめ、おそらく十分な準備ができなかったであろう。集議所は、会議の場所ではなく小区の事務所のことで、九月二十九日・十月七日の通知では会議所、十二月三日・一八七五年一月五日・十八日・二十二日のものでは会議庁と記されている。

岩村の会議

小区に包まれて最末端の単位となった村でも会議がもたれていた。岩村では、一八七五年八月から九月にかけて、小前より借金返済のため檉杉松林・鮑浦・根拵^{ねこぎあず}網道具などの売品のこと、村方仕法の談決、鮑浦についての集会などがもたれていた。ほかに売酒の入札も行なわれた。これらの「談決」「集会」がどのような性格のものか、どのような人々が会議を構成していたかも不明であるが、総代に半田治兵衛・土屋新五郎・清海常太郎の名がみえ、また「百姓代定五郎」との記載もあり、地方行政上の役職からはなくなった百姓代の名称がいまだ使われていたことからみると、村の寄り合いのようなもので、のちの村会のようにには整ってはいなかったものと思われる（「評議留」『資料編』470頁）。

足柄県の廃止

県会・大小区会・村の会議などの民会を整備して、それを基礎に「上下協和」して「旧染ノ陋習」を打破して県政を運営しようとする足柄県の試みがようやく緒についたとき、突然、足柄県は廃止された。一八七六年（明治九）四月十八日の太政官布告によって、足柄県が廃され、伊豆国は静岡県へ、相模国は神奈川県へ合併された。

この廃県合併は足柄県だけのことではなかった。政府が地方の統治を円滑にすることと財政難にともなう経費削減のために、地方の意向にはまったくかまわず、内務省が中心となってこの年の四月と八月の二回にわたって強力に県の廃合を行なったなかのひとつであった。全国は三府三五県となった。

五月一日、相模国分の土地人民が神奈川県に引き渡され、旧足柄県第一・二・三大区は、神奈川県第一一〇

大区の次に加えられて、第二一・二二・二三大区となった。

これによって、真鶴地区は神奈川県第二一大区六小区となり、第二一大区区長に中村舜次郎、六小区戸長に鈴木銀次郎が就いた。

この最後の時期の副戸長として、一八七八年（明治十一）十一月に真鶴村の青木定次郎の名が見える（『資料編』485頁）。

村の機構も改められ、神奈川県が採ってきた村用掛・村用掛補助が置かれた。岩村では、村用掛に山本五九平がなり、村用掛補助には青木岩三郎、次いで二見嘉七が就き、総代人に半田治兵衛・土屋惣七がいた。真鶴村では、村用掛に里長の鈴木啓之助がなった。

小田原には支庁が設置されたが、旧足柄県の要職にあったものはすべて免官になった。小田原を中心として旧足柄県令柏木忠俊への惜別の辞が寄せられ、参事城多董の登用嘆願などが起こっていた（『平塚市史』5 96頁）。この合併は、新神奈川県長の長官に旧神奈川県権令の野村靖（山口県出身）がそのまま就いたように、横浜を中心とする神奈川県への吸収だった。『横浜毎日新聞』（一八七六年六月一日付）は、「今度新に合併になつた旧足柄県は一昨三十日に引渡し済みに、足柄県民は頻りに柏木旧令公を父母の如くに景慕^{ケイボ}して居るが、これから神奈川県^{ケイボ}の管轄になれば、追々として神奈川県権令様の徳を慕ふ様になるであらふ」と報じた。旧足柄県民の心情などは、横浜のほうからみていけば、時間がたてば終わる取るに足りないことに思えたのであろう。事実、嘆願は却下され、運動は下火となった。だが、「権令様の徳」は慕われたようすはなかった。第二三区の住人が書いた「管下第廿一大区より第廿三大区に至る（元足柄県管下）景況」をみると、「廃県後、民費は多し、其次第^{その}は支庁へ書記を大区毎に一人づつ詰^ツさせる入費や又は御布告が本庁より来る時の人足賃等の類、沢山あればなり」と

経費が増大したことをあげ、柏木たちが苦心して作り上げた民会については、「県会も区会も、廃県後は音沙汰なし」というありさまを伝えている（同、同年九月二日付）。しかし、やがて足柄県再興運動となって、ふたたび盛り上がるのである。

郡と町村に変わる 政府は、一八七八年（明治十一）七月二十二日、大区小区制を廃止して、郡区町村編制法を公布した（太政官布告第一七号）。府県会規則と地方税規則とともに布令され、三新法と呼ばれ、地方制度の大転換となった。地方行政区画は、これまでの府県—大区—小区—村町の序列から、府県—郡（区）—町村に変わった。この区は、大区小区の区とはまったく別で、三府五港などの人口密集地にのみ置かれた。神奈川県では横浜だけであった。これを受けて、神奈川県は、十一月十八日、県達甲第一四五号・一四六号・一四七号で、郡区編制と郡区役所設置と小田原支庁廃止を達した。

足柄下郡は、九一町村からなり、小田原の旧第二一大区区務所を仮の庁舎とし、初代郡長には内山寛五郎（元県五等属、本籍東京府、四〇歳）が就いた。郡長の職務は、県令からの命令を受けて、法律命令を郡内に施行すること、郡の事務全般の重要な業務を処理し、町村の戸長を監督することであった。郡役所は、庶務掛・租税掛・出納掛の三掛で事務をとった。

町村には、戸長一人が置かれた。戸長は公選のうえ県令の裁可で決定された。戸長は自宅で事務をとり、そこを戸長役場と呼んだ。戸長の役目は、県郡から下される国の法律命令を町村で実施する行政事務に従事すること、町村内の事業をまとめる理事者との二つの性質を与えられた。とくに布告・布達を村民に知らせること、地租・諸税を取りまとめて上納すること、戸籍の加除・管理・郡へ報告をすること、徴兵の下調べをすることなどが重要な仕事であった。身分は県の官吏に準ずるとされたが、給料や職務費などは地方税から支払われた。

真鶴地域では、岩村は戸長に山本五九平、総代人に土屋惣七、真鶴村は戸長に鈴木啓之助、総代人に青木宇七が就いた。総代人というのは、大区小区制の時に小区会議員を兼任していた村の代表者の一人であった。

一八七九年（明治十二）六月、神奈川県下の町村会規則が制定されると、町村総代人は廃止された。この規則に基づき、村会が開かれた。村会で議決できるのは、村の経費で行なう事業、その予算と賦課法、村共有財産の処分・維持法、村共同義の土地・家屋・金穀等の借入・貸与、村負担の戸数割税の賦課法、議事細則の決定だけであった。ほかに県令・郡長からの諮問に対する答申と、村内の利害に関する県令への建議ができた。選挙権・被選挙権とも、満二〇歳以上の男子で、村内に本籍・住所と土地を持つものに限られた。

真鶴地域での村会については、史料がなくなつた不明である。ただ、前にみた岩村の「評議留」の一八八四年（明治十七）四月二十三日条にみえる、「議員会」がこれに当たるかもしれない（『資料編』474頁）。

連合戸長役場の設置
小村の場合、行政上、財政上で不便なときは数戸長に一つの戸長役場を置くことができた。一八八四年になると、岩村・真鶴村・福浦村の三か村が連合して、真鶴村に連合戸長役場を置いた。

これ以降、一九四六年（昭和二十一）まで、この三か村が一体となってこの地域の行政が行なわれていくことになった。

2 新しい土地制度

租税制度の改革

廃藩置県で中央集権への道を歩みはじめた政府は、強力な統一権力をつくりだすために、財政の安定をはかって租税制度の改革に乗り出した。廃藩置県後も、租税は江戸時代から引き継がれた年貢であつたから、旧領地ごとに徴収方法もまちまちで、現物納のため豊作・凶作や米価の変動に左右され

て不安定であった。このため政府は、一八七〇年（明治三）に畑方、一八七二年（明治五）に田方の石代納（金納）を認め、一八七一年（明治四）に田畑勝手作を許可、一八七二年には田畑永代売買の禁止を解くなど、農民や土地に課せられていた制限を取り除き、次いで土地に対して全国一律に租税を課す制度を打ち出す準備を始めた。

地券の交付

まず一八七二年二月二十四日、「土地売買譲渡ニ付地券渡方規則」（大蔵省達第二五号）を出し、売買譲渡の土地に地券を交付することにし、さらに七月四日、すべての土地に地券を交付することを達した（大蔵省達第八三号）ことで本格化し、九月三日、「地券渡方規則追加」（大蔵省達第一二六号）でよりいっそう整備された。この地券は、調査をしながら交付されたために翌年いっばいかかっても完了しなかったところもあったが、最初の年の干支をとって壬申地券と呼んでいる。

足柄県では、九月になって、神奈川県布達をもとに、「心得書」を相模六郡宛に回達した。地券取調掛を人民の選挙で設けた。十月の地券取調御用掛への申渡しには、所有権の強化、田畑耕作の自由、生産の向上のために地券を発行し、従来の租法を廃止して、土地の実価を基本に、公平均一にすると述べられている。翌一八七三年（明治六）六月、調査を終了、九月にはほぼ半分の地券を発行し、一八七四年（明治七）五月に完了した（原口清『明治前期地方政治史研究』上、一九七二年 301頁）。

地租改正

政府は、一八七三年七月二十八日、「地租改正条例」（太政官布告第二七二号）を公布した。それは、旧来の貢租制度を廃止して、土地調査を行ない、地価を決定し、土地所有者に地券を交付し、地価の一〇〇分の三の地租率（のち一八七七年〈明治十〉二・五に減率）に基づき地租を金納させ、また地方税を地租の三分の一以内とするものであった。これによって、江戸時代以来の土地制度は終わりをづけ、新しい土地制度がつくりだされることになり、また全国を一定の基準で、地価に対して課税するという近代的な租税

制度を生み出す第一歩がしるされた。

足柄県では、一八七四年（明治七）三月十七日、地租改正の実施を布告したが、まだ地券の交付が続いていたため着手は遅れ、十一月になってようやく準備に入った。一八七五年（明治八）八月、太政官は地租改正の期限を一八七六年（明治九）中とすることを布告した。このため、十月に入って、村方での実際の改租の事業が開始され、「地租改正地図調査其他達書」で土地調査の基準が示され（『平塚市史』5 216頁）、各大区ごとに土地所有者から民選で三人の地租改正総代人を選んで事業を進めた。土地の調査は地押丈量じおしじやうりやうと呼ばれ、土地の点検、落地の調査、地積の測量が行なわれた。調査は、総代人を中心に、小区に置かれた地主総代人をはじめ、すべて村民の手でなされ、水縄を十字に張る十字法と傾斜地では精密な三斜法などによって実測が行なわれた。第二一大区では、一八七六年五月の初めまでに八、九分通り調査を終えて、官員による検査も順次行なわれていた（『小田原市史』史料編 近代Ⅰ 210～212頁）。こうしたころ、足柄県が廃されて神奈川県に合併されたため、改正事業も神奈川県にそのまま引き継がれたようである。この後、丈量の結果を記した「地引帳」「地引絵図」の清書が進められた。

六小区では、吉浜村に残る「御請書」からみて、八月までに田畑宅地の丈量と検査がすべて済み、引き続き山林原野の丈量に着手することが知られる。

次いで収穫量調査に移った。神奈川県では、全国にさがけて、六月に二、三十の村で組合村をつくり、中等の村を模範村とし、各村の収穫状況を比較してそれぞれの村の地位等級を決定する作業を開始した。旧足柄県域は遅れて十月になってからで、小区を単位として模範村が設定された。

十月二十四・二十五日の両日にかけて、地租改正事務局の官員が模範村の地位等級の検査のために、六小区に

出張した(『湯河原町史』第二巻 15頁)。

しかし、こうした作業を通じて神奈川県が算出した収穫量は、収税の現状維持をもくろむ政府の期待には達しておらず、一八七七年(明治十)八月の地方官会議で否定され、地租改正事務局の見込収穫高を押しつけられ、ようやくその中間の額に基づいて地価を決定させられることになった。この結果、神奈川県全体では、田方は一四%の減租となったが、畑方は二六%の増租となった。

山林の地租改正

真鶴地域は、田畑などの耕地が少なかったが、田はごくわずかであったから増税になったはずである。さらにもう一つの問題があった。山林原野の改租である。江戸時代は山林原野には山年貢・野役などの小物成はあったが、田畑に対するような貢租はなく、検地などもなかった。しかし、地租改正は、あらゆる土地の所有者を確定し、地券を発行して、その地位等級に応じて課税するのであるから、田畑宅地のほか、日本の国土の大部分を占める山林原野を放置しておくわけはなかった。真鶴地域も、そのほとんどが山林であったから、ここでの地租改正の中心はこの山林原野にあった。

山林は、領主の占有する御林を引き継いだ官有林と農民が私有する百姓林のほか、村持の山林・秣場まぐさばなどがあった。とくに一村か、数村が持つ村持山は複雑で、また官有林との区別もむずかしかった。政府が示した官民有の区分を明確にさせるための基準は非常に厳しく、数村入会いや、一村持・数人持の慣例だけでは認められなくなり、わずかな山の小物成を納めていても、たんに自然に生えている草木から薪や秣を刈り取ったりしてきたものは民有とは認められず、従来の実績によって所有を認められるものに限って民有とされることになった。

真鶴地域での

官民有区分

岩村を例として、一八七六年(明治九)十二月の「官民有地原由取調」(『資料編』478頁)を見てみよう。

岩村で、官有地と民有地の区別を必要としたところは、旧寺社地と、村の共有地および隣接数か村の入会地、河岸、海岸空地、それと官林とであった。このうち、官有地とみなされるものは、もとからの官地であった字石名坂の官林一町二反一五歩のほかは、一八七一年（明治四）一月五日に出された境内地を除く社寺領の上知によりこの年までに官収された、字滝ノ元の瀧門寺の山地と畑地、字宮ノ上の兒子社の山地、字向方の廃寺となった如来寺の敷地の、合計五反七歩と申告している。瀧門寺の境内で上知されたもののうち、田地は無代価で下げ渡しを受けて納税しているので私有地であり、墓地は村の共有地になっていた。寺地の分はこの改組で堂地を含めて宅地となった。このほか、廃寺となった如来寺と実相院と長昌院の宅地・敷地・畑地は村民が買い受け、墓地は旧檀家と村の共有（無税）になっていたから、いずれも民有地であるとしている。神社地も民有地であった。

字台坂・口開・棚下・棚子下・新島・赤浜の山地と、字並松の芝地、字堀切・口開・大猿山の秣山は、以前より村の共有で、また、字口開・天辺・高山・二細山・棚下・星ヶ山・扇扉・要沢・棚子下の一五二町四反五歩の秣山は、鍛冶屋村・吉浜村との入会地で、いずれも山野税のうちから毎年納税してきたが、慣行で行なってきたので特別に確証などはないなかった。確証のない場合は官有地に組み入れられてしまい、村民にとっては生活に多大な影響を及ぼすことになるので、なんとしても必要な共有地であることを認めてもらわなければならなかった。このほかに、岩村も入会いの慣行をもつ鍛冶屋村の秣山六〇七町余も同じ状況にあった。

まず、一八七七年（明治十）十月には、岩村と鍛冶屋村では、「官民有地区別ノ儀伺書」（同484頁）を作成して、官有地に組み込むという官側の趣旨は了解することはできない、六小区一四か村のうち一二か村の秣山はすべて民有地となっており、当村も同様に確証地で、以前より納税している必要な土地であるから民有地としてあ

つかわれてよいと思うが、官民の区別の事由はどうなっているのか、至急指揮されたいと、神奈川県権令野村靖に伺い出た。これには、岩村村用掛山本五九平、鍛冶屋村村用掛柏木忠右衛門、六小区地主惣代金井磯右衛門、六小区戸長鈴木銀次郎、第二一区区长中村舜次郎が連署している。しかし、この訴えはすぐには認められず、岩村の秣山は、一五二町四反歩として、入会村の吉浜村を加えて、翌年十一月の「官民有区別証書無調書」(同485頁)で、ふたたび官民有区別の取調べを行なって「証跡明瞭」と申し出ている。

ところが、問題はそれだけではなかった。この秣山をめぐって福浦村と真鶴村が入会権を主張してきた。この結果、一一四町六反七畝一九歩は岩村・鍛冶屋村・吉浜村・福浦村・真鶴村五か村入会いとなり、字二細山などの三七町七反二畝一六歩は岩村・吉浜村・福浦村三か村入会いを取り決めを行なった(これは、また後日紛争をもたらすことになる)。このほかの秣山八町九反九畝一五歩と、芝地四町六反三畝一二歩、山林一九町六反二歩、河岸一反歩は、岩村一村の共有地とした(「岩村境内秣山入会約定書」同487頁)。

このように、山林原野の地租改正は、官有地をできるだけ多く確保しようとする政府の意向と、複雑に錯綜している数村および村内の入会いの状況によって、多くの問題を生みだした。

一八八〇年(明治十三)の中ごろになって、ようやくこの地域での地租改正の事業は終了した。岩村では、六月には、官有民有の区別や、数か村間の入会権、村の共有地、個人の私有地などの確定が済み、かつて交付された地券と今回の調査に基づいて発行された新地券とが交換された(「新旧地券仕訳書」真鶴町役場蔵)。

神奈川県全体の地租改正事業も、一八八〇年九月に完了した。

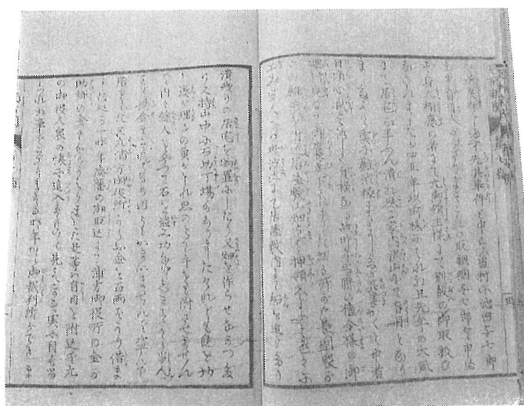
3 垣間見る村の世相

『足柄新聞』に
載った投書

村をとりまく制度が次々と変わり、産業も浮き沈みが繰り返されるなかで、村の生活は表面上では同じような状態ではあったが、それでも人々のものの考え方には少しずつではあるが変化のきざしが見えてきた。一八七三年（明治六）四月ころの『足柄新聞』（第七号）に「サイノカミノ住老婆蠅払

山人」と称する真鶴村の百姓の投書が掲載された。長文だが引用しておこう。

○私ハ当御管下足柄下郡真鶴村の百姓でござりまするが、御一新以来の御高札にハ、鰥寡孤独廢疾の者を御憐ミ被遊との事がござりますから、誠に〳〵難有事に存じましたが、戸長副衆ハ御高札が読ま
せんと見えまして、廢疾人の取扱ひいかにもひどい事でありますから、不審に存じました所が、此度御高札御取はづしになりましたみ
れば、戸長副衆の先見だとおもひまして外の人に聞きましたら、読ぬ
ふりをしてみせたのだと申ましたから、入ぬお世話ながら、廢疾人
の取扱ひあまりにひどく存じまするに依て、新聞紙に出して天下の
公論を承度存じます、先其事件と申すハ、当村に池田与七郎と申
盲人がござります、これハ取鯛網与七郎と申します身元相應の者に
て、元御領主様にて別段の御取扱ひなされましたが、四、五年以前
株にはなれ、且先年の大風にて居宅が半ぶん潰れ、殊に家内沢山に



『足柄新聞』に載った投書
（小田原市立図書館蔵）

て盲目となりましたから、実に難渋極まりましたが、其妻かくと申者、日頃心掛よろしく貞操なる故、昨年当県の権令様の御廻村先にて御褒美下されました、然る所が戸長副衆がこの難渋を附込^{つけこみ}、居屋敷山畑迄も押領しよふと色々^{色々}に工み、当人へハ無沙汰^{無断}にて居屋敷内にて船を造りたり、潰残りの居宅を物置にしたり、又畑を作らせなかつたり、又持山中に石切丁場もありましたけれども、是を切^きと湊が埋るの魚がとれぬのとて手をも附させませんで、内々余人をやつて石を盗み切などしますから、当人から掛合ますれども、ちつともかまいませんで盗んで居りました、又元浦方御役所からお金を百兩ばかり借ました処が、一昨年廃藩の御取込にて浦方御役所の金が助郷の金となりかはりました、是等ハ盲目を附込で元の御役人衆の懐に這入^はたものと見えます、実に目も当られぬ事でござりまする、昨年から御裁判所ができましたも、こんなことハ御構ひなされないが、扱々^さ気の毒千万に存じますから、盲目人の為、御手数ながら御書入下されたく、相願ひ候者へ、サイノカミノ住老婆蠅^き弘山人也 右投書

『県史』資料編14 近代・現代4 158頁

江戸時代に真鶴村に移住してきて、小田原藩から鯛長縄漁の特権を与えられていた池田与七郎は、幕末の不漁で多額の借金をかかえ、一八七〇年（明治三）に諸漁長縄株の獲得をねらった東京日本橋小田原町の魚問屋大和屋祐五郎との間で紛争となっていた。この間に、漁業株も手放し、大風で家も半壊し、そのうえ眼病をわずらってしまった。この難渋につけてこんで戸長らが屋敷や山畑を横領し、以前に浦方役所から借りた一〇〇両も、与七郎が盲人となったのをいいことに廃藩置県のどさくさにまぎれて浦方役所の金を助郷の金とし、元の役人衆の懐に入れられてしまったと、村役人らの疑惑を訴えている。この事実関係を明らかにすることはできないが、そこには、足柄県によってとられはじめてきた開明的政策も、まだ個々の村役人層の意識を変えるまでには至っていないことが示されている。

この投書の主はわからず、小田原あたりの記者が「真鶴村の百姓」に仮託して書いたとも考えられなくはないが、それはそれとして、こうした「疑惑」を「新聞紙に出して天下の公論を承度存じます」というように、新聞を公論の発表の手段ととらえており、確実に文明開化の一面が一漁村にまで浸透しはじめていたことは事実であった。

難船したフラ もう一つ新聞記事を読んでみよう。一八七三年（明治六）一月二十八日付の『横浜毎日新聞』
 ンス人の救助 に、次の記事が掲載されている。

（前略）

其方共儀、去壬申年十一月、仏蘭西国書記官其外の者、小田原より豆州熱海へ渡海の途中、於三州岩村沖合、逢難風、船覆没、乗組一同溺死にも可及の折柄、右困難の体見受、速に艘寄、仏人キルネー氏其外水主共一同其船へ救上、厚介抱を加へ真鶴村へ登陸、夫々旅宿等の儀、所のものへ談遣候始末、奇特の儀、殊に外国へ対し懇親の道も相立候に付、為三其賞七五郎へ金一巴二拾五錢、外五人へ七拾五錢ヅ、下賜候事

一八七二年（明治五）十一月三日、岩村沖合でフランスの書記官キルネーらの乗った船が風にあおられて転覆したところ、目撃した三浦郡三崎町（現三浦市）の畳屋七五郎ほか五人の水主の乗る船が救助し、真鶴村の旅宿で介抱した。足柄県の申請で六人は賞与された。キルネーらは、開国後とはいっても外国人の自由な国内旅行は許されておらず、また横浜居留地に住む外国人の歩行区域外であった真鶴を訪れた最初の外国人であったかもしれない。真鶴もようやく海に向かって開かれていった。

徴兵令と西南 一八七二年（明治五）十一月二十八日に徴兵の詔書と徴兵の告諭が出され、一八七三年（明治
 戦争への従軍 六）一月十日に徴兵令が布告された。免役者を除く満一七歳〜四〇歳の男子全員を兵籍に登録

する国民軍を創設し、満二〇歳に達した男子を徴発し、常備軍（抽選により服役期間三年）、第一・第二後備軍（常備軍終了後四年）の計七年の兵役を課した。足柄県は神奈川県とともに第一軍管東京鎮台に編入され、足柄県の徴募者には一七三人が割り当てられた。小田原の旧本陣に徴兵署が設けられ、徴兵検査が行なわれた。

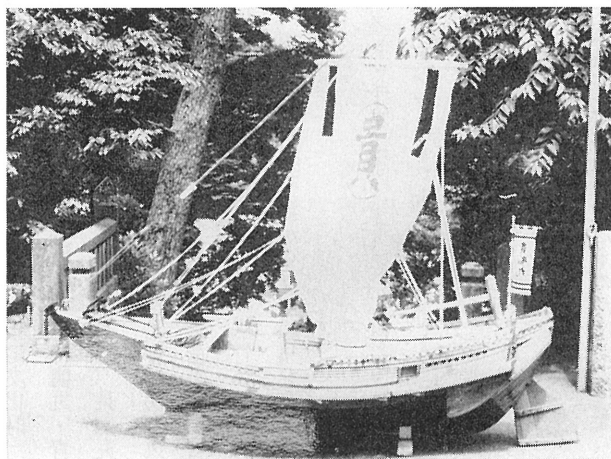
一八七七年（明治十）一月三十日にはじまった西南戦争で、西

郷軍が熊本城を包囲した翌二月二十三日、政府は東京、名古屋、

大阪三鎮台に第二後備軍の召集を命じたのをはじめ、六月四日にはこの年の補充兵と免役壮丁を徴集した。九月二十四日の西郷隆盛らの自刃で戦争が終わったのち、召集兵・後備兵・壮兵・旧近衛兵は解散された。真鶴村からは青木久三郎が召集され、一八七九年（明治十二）二月二十七日、勲八等年金二四円が下付された（『東京横浜毎日新聞』一八七九年三月一日付）。

石船の遭難
真鶴地域の代表的物産である石材の運搬には江戸と信仰
時代から船が使用されたため、石船と呼ばれ、海

運業としても重要な役割を担っていた。石材運搬用の廻船は明治中期までは木造の和船であったが、操帆には早くから洋式が取り入れられていたという。この石船の構造は、一八七九年（明治十二）に貴船神社境内に奉納された船大工田倉幸蔵作の「木造和船模型貴船丸」（真鶴町指定文化財）によく示されている（三木二郎



貴船丸（模型）（貴船神社蔵）

「新・真鶴風土記」。真鶴港石材運搬船の船頭組合の記録「大山講諸掛帳」（平井家文書、真鶴町指定文化財）にみえる「貴船丸宝納記」には、「船長中祈進」として、住江丸・青木半兵衛、明神丸・森田定蔵、神明丸・青木吉左衛門、大福丸・露木久七、観光丸・露木時三郎、大黒丸・朝倉治兵衛、貫通丸・三木甚左衛門、長寿丸・三木甚吉、一貫丸・御守松治郎、明栄丸・三木久左衛門、昇進丸・浜本藤五郎、大福丸・青木由治郎、明神丸・青木源治郎、妙法丸・鈴木梅治郎、不動丸・露木源四郎、報徳丸・御守宗治郎、宝栄丸・御守新左衛門、三保丸・三木伝右衛門、泳成丸・橋本七治郎、富吉丸・三木林右衛門、住吉丸・福祿長蔵、喜吉丸・草竹藤右衛門、橋本重治郎、上山おさよ、片瀬神風丸・嘉良吉、東京・細嶋碇鍛冶、東京・西村弥平治が各々の船具を奉納している。

彼らが奉納した船具としては、帆（三角帆・ウラ帆）、身縄（段スレ・千本玉子・ヤリテ）、帆打マワシ（両帆）、帆足（碇留・カリ帆足）、手縄雑具（コモタエ付）、天ジヨ雑具（テンマネリツナ・テンマモヤイ）、雨之縄（雨之縄玉子・段スレ・下リ・手シマス金）、大渡し（横渡し・ト木）、梶雑具、麻株呂（コモタイ）、棕呂綱、ねさし綱、かかす綱、テンマモヤイ、テンママキ雑具、ケタツホ（アマノスキ）、碇セキ（ギシヤク・けこのこき）、長野麻、とんす、らんぶ、碇、トマ、御上りが記されており、石船の構造を詳しく知ることができる。

船乗りの信仰は、地元の貴船神社や一ノ倉神社（のちに貴船神社に合祀）を対象としたものだけではなく、遠く金刀比羅宮への奉納も行なったが、とくに厚く信仰したのが大山阿夫利神社であった。大山は相模灘を航行する船舶の位置や天候を知る目標であった。船頭たちは毎年正月に年当番の総代が大山詣でを行なった。ただ大山詣では伊勢参りなどと同様に遊興をとまなう旅でもあった。

「大山講諸掛帳」の一八八四年（明治十七）九月十五日に、大風のため岡田丸半兵衛が福浦海字カヅラコで破

船して乗組員四人、大黒丸の水夫六人が外村で死亡、三浦港アプルでも栄福丸賀兵衛が破船したことが記されているように、海を相手に死と直面している船乗りにとっては、海上安全祈願と命の洗濯は意識のなかでは一つであった。

第二節 村をささえる産業

1 漁業の変転

石材業から 一八七六年（明治九）七月に出版された川井景一の『続神奈川県地誌略』（池田真七・高梨栄蔵
漁業へ 蔵版）に、

足柄下郡へ、峰嶺西ニ相列リ、外洋ヲ東南ニ受ケ、東北ノ地、僅カニ平坦ナリ、南ニ斗出スル岬ヲ、真鶴崎ト云フ、三ツ石其前ニ横ル、東岸ニ真鶴湾アリ、瀬海ノ地ハ、土人多ク漁獵ヲ業トス

と述べられているように、海に面した地形からみても、真鶴地域の生活は、漁業を主にしているとみられていた。

実際に、このころの産業の中心は、漁業といつてよいであろう。しかし、漁業だけでは生活はむずかしかった。眼前に広がる相模灘を相手にする漁業は、須賀（現平塚市）、大磯、小田原だけが専業漁業を営んでいたが、それ以外の沿岸の漁村は半農半漁であった。真鶴地域の場合は、半農半漁といっても、農業は、耕地面積が小さいため、みかんなどの柑橘類の栽培も行なわれていたものの、商品作物として収益をあげるまでには至っていな

かった。しかも漁業も不安定であり、その分を補ってきたのが、石材業であった。いってみれば、半石半漁の村であったが、一年をとおして両方をしていたわけではなく、石材の需要が伸びれば石材業に集中し、不況になると漁業に転換するという状態であった。

幕末期のところで述べたように、江戸城復興のための建造をはじめ、海防のための品川沖の御台場の建設、開港による横浜港の築港など、多くの建築用の石材が岩村・真鶴村を含む相州石山六か村に求められ、石材需要の急増で、繁多な日々を送ったが、明治になるとそれらの建設も一段落し、藩営の石山はまったく姿を消し、一挙に衰退してしまった。このため、これまで石材を業としていた人々は、一転して漁業に活路を求めた。

とくに岩村では、一八六七年（慶応三）十二月、それまで本業としてきた石材渡世がまったくだめになったため、やむなくかつて行なっていた漁業を復活することで生計を立てようとした。岩村は、近接する石橋村・米神村・根府川村・江之浦村四か村とともに、それぞれの村の地先海面での、根柢大網ねこさいによる漁業をはじめとしたが、石橋村から伊豆山（現熱海市）までの海面に既得漁業権をもつ真鶴村に阻まれ、思うようにはいかなかった。このため、しばしば真鶴村・福浦村両村との間で入会争論が起こった。

**小田原藩の
海面政策** このような状況の中で、小田原藩は、一八六九年（明治二）二月二十九日、早川村から門川村までの沿岸の一〇か村に、その村の境界内の地先の海面に限って漁業を行なうと申し渡し

た。ここに地元村による地先海面占有利用が認められた。江戸時代は、一般的には磯猟は地付き・根付き、沖は入会いという原則があったが、先に漁業をしてきた漁民や漁村を無視することはできず、また村の状況や産業のあり方などによっても、必ずしも一律ではなく、旧慣が尊重されてきた。しかし、全体としての流れは、地先の海面での漁業は地元の村が権利をもつという方向にあった（二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』一九八一年）。した

がつて、小田原藩の政策は特異なものではなく、明治維新を機にこうした動向をはっきりさせたものであった。それは、それまで漁業の慣行をもたずに、新しく漁業に乗り出そうとする村にとっては非常に望ましいものであった。

岩村と真鶴村・地先海面占有利用が認められると、自村の地先の海面に漁場を新設することができるようになった。これらの後発の村の立場は一変し、地先の全面的独占をはかるうとしたため、既得権を

維持しようとする先発漁村との間で争論がもちあがった。

一八七二年（明治五）五月、六小区の戸長・副戸長から岩村に海面使用について嚴重な注意がなされた。これに対して岩村は、次のように訴えた（『資料編』491頁）。

先発漁村の縮出しが起ると、小田原藩は、一八六九年二月の地先海面占有利用を申し渡してからわずか二か月後の四月二十六日、従来、他の浦のものが漁場にしていたところへは新漁はできず、入会いも否定していないという達示を出した。この達示が出された翌日の二十七日、さっそく真鶴村の多数の漁船が岩村の地先の漁場に入り込み、岩村の漁業を妨害する事件が起った。海浜代官へ訴え出て、ようやく七月になって、二月の申渡しどおりということで岩村の主張が認められた。十月に至り、真鶴村役場から改めて岩村地先海面の明場（現在漁業を行なっていない場所）の借用願が出され、岩村は承知したものの、約定書の文言で一致せず破談に終わった。次いで真鶴村の小前の漁師総代忠右衛門らから場代を前金で出すことを条件に約定が成立したが、真鶴村名主の熊本太治兵衛が承知しなかったため実現せず、結局、真鶴村の漁船の入場を差し止めてきた。そのうえ村の窮状からいっても地先の漁場の確保は重要で、なにも強欲から主張しているのではない、と。

さらに十月、岩村は、一か条からなる真鶴村・福浦村との海面入会出入りについての追願書を提出した（同

494頁)。真鶴村・福浦村の言い分はわからないが、この追願書に一部が引用されているので、それによって双方の主張を見てみよう。

真鶴村・福浦村の主張

真鶴村・福浦村は、相模・伊豆・房総の浦々で相互に入会して漁業を営んできたが、村々の地先での漁業勝手の申渡しのために漁業をする場所がたいへん減少してしまった。三月に県庁へ申し立てて取り上げられたところ、岩村が異議を唱えている。真鶴村は石橋村字仏石から伊豆山芦川下までを自らが開発した起立の漁場としていたから、御用船はもちろん、難船救助のために罌船・人足を用立ててきた。隣村入会いは許されているから入会いして漁業をはじめた。真鶴村の漁業を職としているものも経営に難渋しており、福浦村も同じである。真鶴村は、根拵大網の根基（創始）である。岩村字大根崎という大網場所は、真鶴村網場に続かないように間をあけてほしい。真鶴村から石橋村字仏石までの起立の漁場に入会したい。

岩村の反論

真鶴村・福浦村の主張はもってのほかのことで、非常に欲張った言い分である。

相豆腐総をはじめどの海面でも沖灘の区別はない、いずれも海岸より沖へ三六町はその村の地付海面で、そのほかは入会場である。地元の村は難船を救助したり、流物の処理をしたりする任務を受け持っているから地先海面に権利を認められている。

小田原藩の地付海面漁業の許可をありがたく受け取ったところ、真鶴村から当村の小漁明場を年限なしで借用したいとの願いがあり、示談を成立させたにもかかわらず破談にして放置し、そのうえで難渋している。といって県へ嘆願、訴訟しようとしているのだから、採り上げるべきではない。

二艘ある囲船は若者組が鎮守の祭礼に用いるもので、旧領主手船住吉丸への荷物積み込みや風向きで入港しにくい時などに一、二度若者船が引船したことはあった。もっとも旅船問屋から運上金が村方に納められていたのは事実である。難船・流物の処理については、真鶴村は自村の分内だけを行なっているだけで、それ以外には心配したためしは一度もない。

真鶴村がいう起立の漁場は偽りで、漁場を新古に区別すれば新場である。

入会いの許可で、真鶴村・福浦村両村の入会いは勝手となったが、漁業に不熟の岩村への入会いについては差し止められた。

岩村は、畑地二〇石余を支配し、石切り職人六三人、廻船水主一〇〇人余、そのほか廻船関係者や商人などもおおぜいおり、戸籍の本人の数からみると漁業を職としているものはいくらもない。真鶴村は、男女・子供・老人までも漁職人と申し立てているが、沖の釣り漁をなさず、海岸根付の漁業が難渋しているだけというのは勝手である。なお真鶴村は、根付の漁場だけでも岩村の五倍はある。

根拵大綱は、加賀国出生の高田屋治助が伊豆山般若院地先に張り立てたのが最初で、それを真鶴村の五味台右衛門が学んできて真鶴村に張り立て、そのち他の村にも張り立てたのだから、真鶴村が発起したものではない。

大綱張立場所は、真鶴村絵図面と実地とは相違がある。岩村の場所は妨げとはなっていない。もし差し障りがあり場所替えをしなければならぬのなら、隣村江之浦村をはじめ場所替えをしなければならず、そうなれば双方の迷惑にもなる。

福浦村は、七、八千両の漁獲高をあげている。

江之浦村・根府川村・米神村・石橋村四か村も非常に難決しているので出訴したいと相談を受けたが、もとも真鶴村・福浦村が岩村を相手取り対決に及んだことから、不都合がない間は差し控えるように諭したほどである。真鶴村の役人は岩村が扇動しているように思っているが、そうではない。

真鶴村・福浦村両村が難決を申し立てているが、岩村のに比べればさほどのことではない。三か村の経営状態を賢察してほしい。

足柄県は岩村などの主張を認める裁決を下したため、真鶴村も従わざるを得ず、岩村の漁業活動を認めるに至った。この争論の結果、岩村をはじめ、江之浦村・根府川村・米神村・石橋村や吉浜村も、新たに地先海面に根拵網の張立てを開始し、真鶴村・福浦村の漁場は大幅に後退した。

真鶴村は、一八七五年一月、それまで入会していた岩村地先小漁場の場代金返済の取り決めのなし、だんだんに岩村に漁具などがそろい、漁業ができるようになると、真鶴方の網を減らしていった（『資料編』498頁）。翌年二月、真鶴村の小前漁民は、一同の集会で村規定をつくり、岩村の大根崎をはじめ大網張立場で漁業をしないことを取り決めた（同501頁）。

真鶴村と岩村の漁場 一八七六年（明治九）六月の「大網張立場様調」（「小田原地方漁業史資料」）によれば、真鶴村の漁場は、古網漁場（一八二四年〈文政七〉起立）・新網漁場（一八五八年〈安政五〉）・沖網漁場

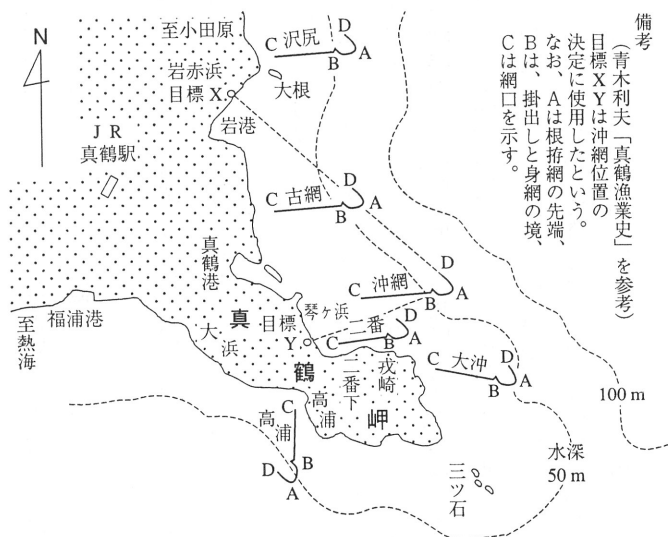
（一八六一年〈文久元〉）、岩村は、大根崎・沢尻漁場（二か統）（一八六九年〈明治二〉）であった。真鶴村の古網は、名主五味台右衛門が最初に根拵網を創業したところで、四月から十月、鮪・メジ・鰯^{かつお}新網はのちに二番下漁場といわれ、四艘張網・八艘張網の漁法で、メジ・鰯。沖網は根拵網を張り立て、鮪・メジ・メジナ・鮪・イカなどを、十二月から翌年五月まで漁した。このほか真鶴村には高浦、大沖の二漁場が認められた（青木利夫

「真鶴漁業史」。

また、真鶴村の尻掛浦で行なわれた鰯^{ぼろ}網漁は、明治に入って支配人の田広久兵衛の死後、休業状態になり、一八七五年（明治八）、その息子の甚七郎によって再興が企てられたが、実現することなく、この地での鰯漁は消滅してしまった。

海面官有宣言と 一八七五年十二月十九日、政府は、海入会漁業の再編 面の官有を宣言し、海面借区制度に改めた（太政官布告第一九五号）。いままで村々に認めてきた地先海面の占有利用権を解消させて、これまでどおりに漁業を営みたい場合には、管轄庁に海面の借用を願い出て、政府の認可を得てはじめて許されることになった。このような漁業制度の転換は、従来の漁場占有を再編することになった。それはまず、地先海面利用により撤退を余儀なくされた村々の旧漁場の回復願いとなって現れた。

一八七六年（明治九）二月、真鶴村は地先海面の区画の借用を願い出てよいかとの伺いを県に出し、地先海面分内限りで漁業をするように指令を受けた。早川村以南の六小区の海付き九か村も地先内の借用を願ったが、福



真鶴・岩の漁場の位置（明治中期の根拵網張立場） 中路脩平作図

浦村だけは、それでは漁場が一所になってしまおうとして五か所の借用を願い出て、真鶴村にも同調するように連署を求めた。その理由に、とくに他村と違って漁業でしか生計する道はなく、早川村と真鶴村をのぞく七か村は、新しく漁業を念願したもの、開業せず他のものに貸与して場代金を取っており迷惑で、大網の張立ては年限を定めた規定書を取り交わし、差し障りがであれば取り払い、捕魚は歩合で配分すればよい、などをあげている（『小田原地方漁業史資料』）。真鶴村は、いったんはそれに調印したものの取り消し、漁場区画を県に委ねた（『資料編』502頁）。

政府は、七月になると海面の官有を撤廃して、漁業に対して府県税を賦課する方針に転換し、漁業の営業の取締りはなるべく従来の慣習に従うようにと達した（太政官達第七三号）。漁業制度はこのように目まぐるしく変わり、その都度、村同士の紛争をまき起こした。

福浦村の願書にあったように、新しく漁業をはじめた村には、漁場を他の村のものに貸し付けることも行なわれていた。真鶴村の平井直栄は、この年の一月から五か年間にわたって、根府川村の地先海面の字黒根沖の漁場を借用して、根拵網の張立てを契約していた。場代金は、浦規定案では一か年七〇円、五か年で三五〇円とあったが、初年の漁業の水揚げ高に応じて支払い、二年目からは初年の水揚げ高に応じて相談することになった。そのほか、大網漁業税は張立者が村方へ納め、場代金は一日たりとも滞納した場合は破談とする。また魚問屋からの仕入金借用も村方は取り合わないが、網張立場については村民はもちろん隣接村民の異議申し立てはさせないことが取り決められた。この漁場は、生活に困っている橋本甚七郎に乞われて貸し渡されたが経営難に陥り、係争を経て、ふたたび平井が根府川村と契約をやりなおした。新契約では、五か年間の場代金は六〇〇円になった（『資料編』503頁）。

ところで、漁場を請け負った橋本は、東京日本橋の魚問屋大和田伴七から仕入金を借用して、二つの根拵網を張り立てたらしく、一八七六年（明治九）三月二十五日から四月二十五日までの一か月間の魚の水揚げ高は、鯖一六〇八尾、イナダ一五二二尾、メジ五七七尾、^{さわら}鯖三八五尾、鮭一八七尾、オナガ二六尾、鰯六尾、イルカ二頭、鰺一〇四籠であった。これらの漁獲物は、根府川村の岡荷付場所に水揚げされて、問屋仲間の代理権を持つ山丁に納められ、そこから小田原の市場と東京に運ばれた。小田原の問屋と橋本の取り分は、小田原六分、橋本四分で、橋本はさらにそのうちから東京送りをしなければならず、橋本の手にはほとんど取り分は残らなかった。そのうえ山丁との間に荷物の取扱いをめぐるいざこざが起き、東京送しも届いていないことまで判明した（同508頁）。このような中で、橋本は網の張立てを続けていくことができなくなり、撤退せざるを得なくなった。根拵網の張立てでは経費がかさみ、そのうえ魚問屋の力が強く、資力に乏しい漁業者の自立した経営は非常にむずかかった。このようにして、漁業権は次第に財力のある村の有力者に集中していった。

真鶴村の地先の漁場は、古網漁場を名主の五味台右衛門が開いたように、はじめから村役を務めたような有力者が経営していたが、やはり小田原の魚問屋の資金に依存していたことは十分考えられよう。しかし、真鶴村でも、江戸時代からの世業の名家であった鯛長縄漁の池田与七郎、鰯網漁の田広がともに没落したことを思えば、漁業経営の維持・継続はきわめて不安定でむずかかった。

非力な漁業経営

一方、新しく漁業に参入した岩村のようなものであったろうか。石材業から漁業へ転換をはかった岩村では、地先海面占有権が認められた一八六九年（明治二）、村高八〇石と村方地先海面の漁場を賃入れして山梨県都留郡の天野伴蔵から一〇〇〇円を借りたのはじめ、根拵網張立てのための資金として東京品川町の魚問屋茶屋伊之助から四五〇円、さらに翌年にかけて多額の漁業仕入金を東京日

本橋小田原町の須賀屋から借金した。こうした資金を財源に漁業を開始したものの、不漁が続いて村の財政は好転せず、すでに財力は底をついていた。一八七五年（明治八）以降になっても利子の支払いの延期願いをする状態にあり、その後もたびたび村方入用金として村外からの借金を繰り返し、また返済や利子の支払いに窮していた。ついに岩村では、村の共同で張り立てていた字沢尻^{さわじり}沖仲碇の根拵網営業を中止して、一八七六年（明治九）から一八八五年（明治十八）の一〇か年間にわたって、根拵網張立場を真鶴村に任せることにし、茶屋からの借金を一時凍結してもらった。さらにこの漁場は、一八八六年（明治十九）から一八九〇年（明治二十三）まで、場代金一五〇〇円で半田光造に引き継がれた。また茶屋からは、四五〇円の借金を三〇〇円に切り捨ててもらっている（「証書控」真鶴町役場蔵）。

このほか岩村には、字大ヶ尻^{おおしり}から字万人ヶ沢までの海面に鮑浦があった。ここも一八七六年から一八八五年の一〇か年間、場代金二〇〇円で半田に、さらに一八八六年から一八九〇年までは、場代金五九円で武川清一郎に売り渡された（同）。ただ、半田も二〇〇円を即金で支払うことはむずかしかったらしく、とりあえず一〇〇円を調達することで決着したらしい（『資料編』472頁）。

また、どこの漁場かはわからないが、岩村と江之浦村の鮑漁は小田原の細野市郎兵衛との間で買請持浦の契約がなされていたが、一八八四年より、漁業主として網代村^{あじろ}（現熱海市）の青木竹次郎によって水潜器械で捕ることになり、器械や水夫の雇用・食糧などの費用は漁業主が負担し、水揚げの二割が浦請持主に支払われることになった（『小田原地方漁業史資料』）。

なお岩村では、一八八四年八月十六日の村内一同集会で、投票によって漁師総代に清海常太郎と青木庄兵衛の二人を選んだ。漁師総代の任期は一年で、再選は認められていた。

第1章 近代へのあゆみ

注目された 真鶴村の沖網漁場では、一八七八年（明治十一）に、青木

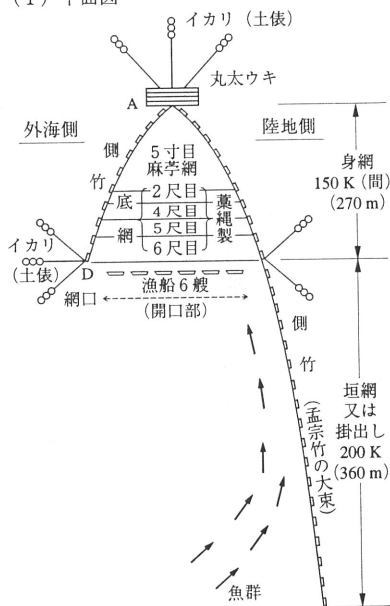
重左衛門が張り立てた根拵網によって、鰯三〇〇〇尾という最高の水揚げを記録した。しかし、真鶴村では村の区域内に大小の網が二四か所（統）も張り立てていたが（『小田原地方漁業史資料』）、決して順調とまではいかなかった。

根拵網は、一八八三年（明治十六）九月に行なわれた農商務省主催の第二回水産博覧会に出品され、注目を集めた。その出品審査報告書は、次のように紹介している。

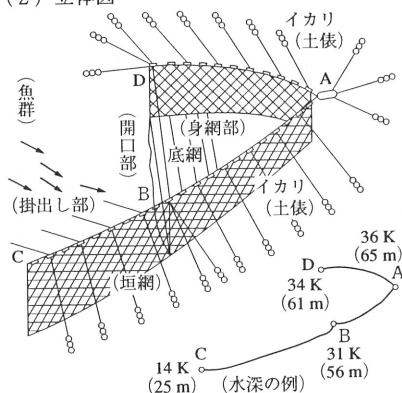
鰯や鰺などを捕獲する規模の大きい台網の出品は少なかったが、その一種である真鶴村の根拵網はすこぶる特異のもので東海地方で屈指の大網である。

この網の原価は、一八七七年（明治十）には、およそ一〇一〇円余であった。

(1) 平面図



(2) 立体図



※（青木利夫「真鶴漁業史」を参考）
なお、根拵網は漁期により鰯網と秋網に分けられる。鰯網は鰯の回遊に合わせて11月～4月を張立時期とし、秋網はメジ・鰯・鰹に合わせて5月～10月を張立期間としていた。

根拵網（明治中期・真鶴沖網漁場） 中路脩平作図

網の長さは九四丈（二八五・七メートル）、幅は六〇丈（一八二・四メートル）で、全部藁縄でできている。三月から八月までの間に使用し、漁船六艘、人三二人を必要とする。一艘は魚見舟として二人乗り、三本の檣の台浮（長さ五間（七・六メートル）・廻り一間（一・五二メートル））のそばに置く。舟中檣のような杵を設け、一人が魚見となってこの上に登り、昼夜交代で海面を注視して魚の網に入るのを監視する。ほかの五艘は網口の左右に分かれ、網綱をとって魚見の指揮を待つ。これを諸舟という。魚見は魚が網に入ったら頃合いをみて目標をあげて諸舟に伝える。このとき五艘の舟は並んで少しずつ網を手繰って魚を台浮の方に追い込み、終わりに麻でつくられた魚敷網（縦一六〇〇目・七丈（二一・三メートル）、横前八〇〇目・三丈五尺（一〇・六メートル））に追い入れて捕り、魚が多いときは魚捕網（長さ一七丈五寸（五一・六メートル）、幅一六丈（四八・六メートル））を入れて捕る。

魚見はもっとも重要な役で、指揮を誤れば魚は少ししか捕ることができない。鰭は水中の深いところを泳いでいるから、その兆候を水面に見るのは非常にむずかしい。だからその時期には一日に五、六回網を繰って試し捕りをする。ほかの魚は水面に兆候が現れるからよい。夜間は、かえって水中に光があるので鰭までも非常に見やすいが、月夜るときはよく見えない、という（同）。

しかし、この根拵網による漁獲は、魚を根こそぎ捕るため、乱獲による漁業資源の枯渇をもたらした。また、網の構造も網の底部の網目が大きく、一度網に入った魚群が逃げ出すのを防ぐことができない欠点があった。こうして網の改良が漁業の大きな課題となった（中路報順「青木寿郎と鰯定置網」『真鶴』第二四号 一九八五年六月）。

岩村の三艘張網

岩村でも、一八八三年（明治十六）、秋田県で開かれた水産博覧会に、漁具として三艘張網を出品した。この網は、一八六九年（明治二）に漁業を開始したとき、小田原で使われていた網形を模して製造したのにはじまった。これは、漁船三艘で、日中海岸に近いところに張り渡しておいて魚を捕るもので、夜中には取り去った。渦輪^{うずわ}鯉を捕獲するのに便利であった。このように、経営難の中でも、漁業の発展をめざしたいろいろな努力が重ねられていた。

足柄下郡海産

一八八六年（明治十九）五月六日、「漁業組合準則」が公布された。漁業立法の萌芽といわれるもので、漁業従事者に組合設立を義務づけたが、のちの漁業組合とは異なり、同業者組合の

ようなものであった。

一八八七年（明治二十）十二月十二日、足柄下郡海産業組合が設置された。構成町村は、吉浜村・門川村・福浦村・真鶴村・岩村・江之浦村・根府川村・米神村・石橋村・山王原村・網一色村・酒匂村・小八幡村・前川村・国府津村、小田原町の幸町・万年町一・三丁目で、創立委員として岩村は半田光造、真鶴村は熊本太兵衛、福浦村は高橋莊九郎と連合役場の戸長門田良甫^{もんどん}が署名している。組合事務所は小田原駅幸町に置かれ、営業上の弊害を矯正し、福利を増進することを目的とし、組合員相互の親和、魚介の繁殖の推進、旧慣の保持を組合員に求めた。とくに漁期は、漁具および漁法にに応じて細かく規定された。

手繰網 毎年十一月から翌年五月（前川村・国府津村は翌年一月限り）、夜間禁止。

海老網 毎年五月・六月。

カサゴ縄 毎年十月から翌年三月。

魴^{ぼう}鯉^{ぼう}網 毎年九月から翌年四月。

夜流網 毎年七月から十一月。

小縄 毎年十一月から翌年四月。

七目網 毎年十一月から翌年五月。

チラシ網 毎年十月から十二月。

引釣縄（ダボウ縄） 毎年十一月から翌年六月、夜中は一切禁止。

鮑漁 三月から九月。

鰯網 毎年十一月から翌年五月。

根拵網 岩村字沢尻、江之浦村字松崎、米神村字森下の三か所は二月一日から十一月三十日、その他は二月か

ら八月三十日（期節十五日以内は事務所へ届出、その許可を得た上で継続して張り立てることができる）。

四艘張・三艘張 七月から十一月、定碇・夜張は時宜により許可するが、掛出網は本網と同時に引き揚げる

こと（双方差し障りがない場所や風潮の時はこの限りではない）。

イナダ網 水面・船舷を叩いてはならない。

鮎壺漁 一切禁止。

揚繰網 海岸より三六町以内では使用できない（酒匂村・網一色村以西の地先は双方が熟議したときはこの

限りではない）。

巻網 根拵網・地引網の口から二五〇間以内では使用できない（他町村の地先で捕魚したときは捕魚高の一

〇分の一をその町村へ差し出す、山王原以东前川村までは使用できない）。

漁場の区域については、沿岸より三六町までは地元町村の漁場であるが、採藻・根拵網・鮑漁・三艘張・四艘

張・八艘張・地引網は旧慣のとおりに行ない、そのほかはすべて入会漁場とし、小漁入会も慣行以外は各町村の時宜によってその町村の漁場とできた。このように組合設置のねらいは、旧慣を尊重することを第一にしなから、漁法・漁具・漁業期間を取り決めることで、漁業紛争を最小限におさえることにあった(『小田原市史』史料編 近代I)。

2 石山会社の設立

工部省の石山

一八七〇年(明治三)十二月十四日、新設の工部省は、小田原藩の管内の相州の石山を工部省の所轄として、その石材で建設中の横須賀製鉄所(一八七一年、横須賀造船所に改称)の用に供することを達した。横須賀製鉄所は、開国後に、幕府がフランス政府に依頼をして建設をはじめ、一八六五年(慶応元)に起工式をあげ、明治維新後、明治政府が接収したもので、海軍振興のための造船所を中心に建設が進められていた。このころ修船渠や灯台が建設されており、その石材が相州六か村の石山に求められた。この六か村は、根府川村・江之浦村・岩村・真鶴村・吉浜村・門川村であった。幕末に石材業が衰退し、漁業への転換を余儀なくされていた村に、ふたたび需要が戻りはじめた。横須賀造船所の建築はもちろん、東京での建築の需要が一時に増えたため、ほかの諸省や、また他府県からも注文があい次ぐようになった。このため工部省では、一八七二年(明治五)六月には、「石山取締規則」を制定して各省使に通達し、さらに北海道の開拓使から要請のあった石工雇入れの申入れを断っている。

この「規則」は、次のような内容になっていた。造船所用の石材は、一尺立方一切りの値段が銀三匁六分で、これに石丁場から船場まで引き出し賃四分、海上備銀五分かかり、四匁五分と決められた。運賃は、一〇切り

以内が、横須賀まで四匁、横浜四匁二分、東京四匁五分であった。ほかの官省府県で石が必要な場合は、まず工部省造船寮に申し込んで手形を得てから山元会所へ注文できる。岩村は石山と石工が多いので元会所を置いて六か村の集会をして諸事を取り扱い、真鶴村は廻船に便利な湊があるので御用石廻船差配所を設置することになった。六か村に総差配人一人、各村に差配人一人（大村は二人）を置き、元会所に詰めた。廻船の海上での難破のための備金と会所の雑費として石代運賃とも八匁五分のうち一切りにつき銀五分ずつ会所へ積み立てておくことになった。

しかし、九月には、いろいろな建築のための石材需要が殺到し、石山は乱獲で荒れはて、石丁場を掛けかえなければならず、石を掘り出すために山土を取り除き、車の路を修復するなどの出費が少なくなく、それにしたがって人足の賃金もだんだんと増加してこれまでの賃銀では雇い入れるのがむずかしくなり、当分の間、一〇切り以下の石では一石につき備銀とも銀四匁五分の増銀となった（『資料編』519頁）。

真鶴会社（石山） ふたたび石材業が活況をみせはじめたかと思えたのも束の間、一八七三年（明治六）四月、この会社（石山）の設立

の石山をもつ六か村は工部省の管轄を解かれた。このため、これまで工部省を通じて行なってきた石山の事務を統括するところがなくなり、官省寮司から発注される石材を引き受けるところもなくなってしまう。目ざとい商人は私利を求めて策動したため、地元の石山で職にたずさわる者の利益はきわめて少なくなり、労多くして功少なき状態になり、村を潤すどころか病にかかる始末であった。

翌一八七四年（明治七）五月、六か村は、石材業者を勉励して、石の切出しを盛大にするための結社をつくることに合議し、県庁の保護を仰ぎ、官省御用はもちろん、そのほかの石の注文をすべて引き受けることにした。ここに石山会社が設立された。事務所を港湾運輸の便利な真鶴村に置いたため、社名は真鶴会社と称された。運

営は六か村の合議で進められた。会社の融通元金（資本金）は四〇〇〇円と定められたが、それは県庁が六か村を保護するために貸与してくれたもので、石山を賃地として切り出した石の代金をもって元金を償却していき、また職業に差し支えのあるものに前借させて石代金から返却させた。会社株は、七口と決め、六か村に分配し、一口は金主方、六口は六か村に引き当てておき、積立金の利息をもって七口に割賦した。

会社の役員は、頭取一人、副頭取二人が置かれ、会社に詰めきって金銭出納をはじめすべての事務を主管し、副頭取が帳簿の書記・職方の差配などを受けもった。このほか、副頭取の補佐として六か村より一人が交代で詰め、また売石を取り扱い、注文を引き受けるために東京に支社を置き、ここにも同じく一人を派遣した。いずれにも相応の給料が支給された。

石代金は、頭取・副頭取、石山関係者一人ずつが会社集会して協議の上で取り決め、一人で請け負うことは禁じられ、切りだした石の山元値段に一割を掛け、その一割を本社積金に合算し、七口に割賦した。注文を受けたときは、代金の三分の一を前金で受け取り、約半分を納入した時点で三分の二を、皆納したところで残金を受け取るようにした（同524頁）。

漁業が不振のなかで、石材業の需要に回復の兆しが見え、どの村でも一縷^{いも}の望みがもたれたものの、資本金を県の援助に仰がなければならなかったことからわかるように、筆・墨・紙やそのほかの会社の日用事務用品も極力抑え、積金が増えたときに増額することをわざわざ規則に明記するほど、前途多難な厳しい出発であった。

真鶴会社の最初の仕事は、陸軍省武器庫への石材の切出しであった。さらに鉄道建設用石の注文などがくるようになり、事業は進展しはじめた。一八七五年（明治八）九月には、各村で石山会社を設立したいという願いが出され、また入社希望者が増加し、真鶴村で二〇人、吉浜村で二人の石工の入社を受け入れることになり、改め

て「石山規則証」を定めた。社名は堅石会社とし、会社株数は、岩村二三株、江之浦四・五株、真鶴村五・五株、門川村五株、根府川村四株、吉浜村〇・五株の計四二・五株とした。石の値段は石工総代が立ち会って取り決めてから請け負った。売石売りさばき先については会社から運搬者と内談して、会社が検査をして積み出した。会社の役員は、頭取一人、会頭二人が金銭の事務に当たり、差添人二人が諸石の差配書掛兼事務をとり、東京支社定詰め一人が陸軍寮御用石を周旋することになった。会社詰めものは社員の選挙で決めた（同531頁）。

一八七八年（明治十一）六月には、社長として土屋惣七の名がみえる。このころの岩村では、半田治兵衛の周旋で陸軍省、武川喜代一郎が服部八右衛門、青木庄兵衛が松屋芳兵衛から注文を受けていた（同473頁）。

一八七五年（明治八）の規約では、官金一万七〇〇〇円を借用するとあったが、実際には会社資本金として二万円を県から借用していた。しかしその後も経営は思わしくなかったらしく、損金がかさんで、一八八三年（明治十六）に至って、やむなく廃業することになった。岩村の場合は、四一・四円の負担すべき還納金が残された（「証書控」真鶴町役場蔵）。

このうち、石山は、個人経営に移ったものと思われる。真鶴村の小沢喜三郎は、一八八二年（明治十五）から一八八五年（明治十八）までの間に、鉄道、三井銀行、韶子・章子内親王豊嶋邸、太政官、新大橋、東京師範学校、皇居などから、ほとんどが本小松石の色のそろった上石の注文を受けていた。

このように、上質の石材に対する需要は確実にあったのであるが、その生産体制の基盤はきわめて脆弱で、十分に村を支える中心産業にまでは至っていなかった。